

【 契約書別紙 】

訪問看護ステーションたすく 利用料金表

〈令和7年4月現在〉

ご利用者様より頂戴する利用者負担金は以下の通りです。

【 医療保険 訪問看護 利用料金表(非課税) 】

訪問看護基本療養費		料金 (10 割)	利用者負担金		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1 日 1 回につき)	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	週4日以降(理学療法士等)	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同施設 同日2人以内)		基本療養費(Ⅰ)の料金と同一			
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同施設で同日3人以上)	週3日まで	¥2,780	¥278	¥556	¥834
	週4日以降	¥3,280	¥328	¥656	¥984
	週4日以降(理学療法士等)	¥2,780	¥278	¥556	¥834
准看護師訪問時の基本療養費(Ⅰ・Ⅱ)		¥5,550 → ¥2,780	¥5,050、 ¥2,530	¥6,550 → ¥3,280	¥6,050 ¥3,030
訪問看護基本療養費(Ⅲ) (在宅療養に備えた外泊:入院中1回) (厚生労働大臣が定める疾病等:入院中2回)		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
訪問看護管理療養費	機能強化型(Ⅰ) 月の初日	¥13,230	¥1,323	¥2,646	¥3,969
	機能強化型(Ⅱ) 月の初日	¥10,030	¥1003	¥2,006	¥3,009
	機能強化型(Ⅲ) 月の初日	¥8,700	¥870	¥1,740	¥2,610
	(Ⅰ)～(Ⅲ)以外 月の初日	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
	2 日目以降(別表7 又は 8 に該当)	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	2 日目以降(上記非該当)	¥2,500	¥250	¥500	¥750
ターミナルケア療養費Ⅰ		¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
ターミナルケア療養費Ⅱ (施設等で看取り介護加算算定時)		¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
遠隔死亡診断補助加算		¥1,500	¥150	¥300	¥450
訪問看護医療 DX 情報活用加算(月1回)		¥500	¥50	¥150	¥300
緩和・褥瘡・人工肛門、膀胱ケアの専門看護師		¥12,850	¥1,285	¥2,570	¥3,855
基本利用料以外・各種加算		料金 (10 割)	利用者負担金		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 時間対応体制加算 (24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合)		¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
24 時間対応体制加算		¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956
特別管理加算 (1 月につき)	Ⅰ ※2	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	Ⅱ ※3	¥2,500	¥250	¥500	¥750
難病等複数回訪問加算 (基本療養費Ⅰ)	1 日 2 回の訪問	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1 日 3 回以上の訪問	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
難病等複数回訪問加算 (同施設で同日3人以上)	1 日 2 回の訪問	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
	1 日 3 回以上の訪問	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160
複数名訪問看護加算 (基本療養費Ⅰ)	看護師等(週1回)	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	准看護師(週1回)	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140

	その他職員(週 3 回)1 日 1 回※6	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	その他職員 2 回	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	その他職員 3 回以上	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
複数名訪問看護加算 (同施設で同日 3 人以上)	看護師等(週 1 回)	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
	准看護師(週 1 回)	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020
	その他職員(週 3 回)1 日 1 回※6	¥2,700	¥270	¥540	¥810
	その他職員 2 回	¥5,400	¥540	¥1,080	¥1,620
	その他職員 3 回以上	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
長時間訪問看護加算	週 1 回 ※2.3.4 (厚生労働省が定める状態は、 週 3 回まで※5)	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
退院時共同指導加算(1 月につき) (利用者の状態※2、3 対象者は月 2 回)		¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算(退院時) ※2、3		¥2,000	¥200	¥400	¥600
退院支援指導加算(退院日)	90 分未満	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	90 分超 ※7	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
緊急時訪問看護加算(1 日につき/月 14 日目まで)		¥2,650	¥265	¥530	¥795
緊急時訪問看護加算(1 日につき/月 15 日目以降)		¥2,000	¥200	¥400	¥600
乳幼児加算(6 歳未満)(1 日につき)		¥1,500	¥150	¥300	¥450
乳幼児加算(6 歳未満) (1 日につき/厚生労働大臣が定める場合)		¥1,800	¥180	¥360	¥540
早朝・夜間加算(6 時～8 時/18 時～22 時)		¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜加算(22 時～6 時)		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
在宅患者連携指導加算(月 1 回)		¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月 2 回)		¥2,000	¥200	¥400	¥600
看護・介護職員連携強化加算(特定業務)		¥2,500	¥250	¥500	¥750
専門管理加算(月 1 回)		¥2,500	¥250	¥500	¥750
情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ※1		¥1,500	¥150	¥300	¥450

※1 Ⅰ：人工呼吸器を利用している方又は医療的ケアを必要とする児童で初回、精神は個別相談（各市町村条件有り）

※2 在宅悪性腫瘍等患者指導管理や在宅気管切開患者指導管理をうけている方、又は、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある方。

※3 在宅酸素や人工呼吸器を使用している状態にある方、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方、重度の褥瘡の状態にある方、点滴注射が必要な状態にある方等。

※4 特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書による訪問看護を受けられる方

※5 厚生労働大臣が定める状態の方

15 歳未満の(準)超重症児、又は、15 歳未満の小児で上記※2.3 に該当する方等。

※6 その他職員：厚生労働大臣が定める場合は週 4 日以上訪問可。

※7 上記※2.3.4.5 に該当し、かつ退院日の退院支援指導が 90 分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合。

【 医療保険 精神科訪問看護 利用料金表(非課税) 】

精神科訪問看護基本療養費					料金 (10 割)	利用者負担金					
						1 割	2 割	3 割			
精神科 訪問看護 基本療養費	(Ⅰ)	保健師、看護師、 作業療法士による 訪問		週 3 日まで	30 分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665		
					30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275		
				週 4 日以降	30 分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965		
					30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530		
		准看護師による 訪問		週 3 日まで	30 分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515		
					30分未満	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161		
				週 4 日以降	30 分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815		
					30分未満	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416		
		(Ⅲ)	同一建 物への 訪問	看護師等 2 人 /同一日	週 3 日まで	30 分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
						30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275	
					週 4 日以降	30 分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
						30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530	
	看護師等 3 人以上 /同一日			週 3 日まで	30 分以上	¥2,780	¥278	¥556	¥834		
					30分未満	¥2,130	¥213	¥426	¥639		
				週 4 日以降	30 分以上	¥3,280	¥328	¥656	¥984		
					30分未満	¥2,550	¥255	¥510	¥765		
	准看護師 2 人 /同一日			週 3 日まで	30 分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515		
					30分未満	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161		
				週 4 日以降	30 分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815		
					30分未満	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416		
	准看護師 3 人/ 同一日		週 3 日まで	30 分以上	¥2,530	¥253	¥506	¥759			
				30分未満	¥1,940	¥194	¥388	¥582			
				週 4 日以降	30 分以上	¥3,030	¥303	¥606	¥909		
					30分未満	¥2,360	¥236	¥472	¥708		
			(Ⅳ)	入院中の外泊時の訪問 (1 回) ※別表第 7 又は別表第 8 の者は 2 回				¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
			訪問看護 管理療養費	月の 初回日	機能強化型 (Ⅰ)			¥13,230	¥1,323	¥2,646	¥3,969
					機能強化型 (Ⅱ)			¥10,030	¥1,003	¥2,006	¥3,009
					機能強化型 (Ⅲ)			¥8,700	¥870	¥1,740	¥2,610
	(Ⅰ)～(Ⅲ)以外				¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301			
	2 日目以降(別表 7 又は 8 に該当)			¥3,000	¥300	¥600	¥900				
2 日目以降(上記非該当)				¥2,500	¥250	¥500	¥750				
訪問看護情報提供療養費(Ⅰ)※市町村及び都道府県、保健所					¥1,500	¥150	¥300	¥450			
訪問看護情報提供療養費(Ⅱ)※保育所、幼稚園、諸学校											
訪問看護情報提供療養費(Ⅲ)※保険医療機関等											
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ					¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500			
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ(施設等で看取り介護加算算定時)					¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000			

基本療養費以外 各種加算			料金 (10 割)	利用者負担金		
				1 割	2 割	3 割
24 時間対応体制加算 (24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合)			¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
24 時間対応体制加算 (上記以外)			¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956
精神科緊急訪問看護加算 (1 日につき/月 14 日目まで)			¥2,650	¥265	¥530	¥795
精神科緊急訪問看護加算 (1 日につき/月 15 日目以降)			¥2,000	¥200	¥400	¥600
特別管理加算 (/月)	Ⅰ		¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	Ⅱ		¥2,500	¥250	¥500	¥750
精神科複数回訪問加算	同一建物内 1 人～2 人	2 回/日	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
		3 回以上/日	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
	同一建物内 3 人以上	2 回/日	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
		3 回以上/日	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160
複数名精神科訪問看護加算 (Ⅰ)	看護師等	1 回/日	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
		2 回/日	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
		3 回以上/日	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
	准看護師	1 回/日	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
		2 回/日	¥7,600	¥760	¥1,520	¥2,280
		3 回以上/日	¥12,400	¥1,240	¥2,480	¥3,720
	看護補助者、精神保健福祉士		¥3,000	¥300	¥600	¥900
複数名精神科訪問看護加算 (Ⅱ)	看護師等	1 回/日	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
		2 回/日	¥8,100	¥810	¥1,620	¥2,430
		3 回以上/日	¥13,000	¥1,300	¥2,600	¥3,900
	准看護師	1 回/日	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020
		2 回/日	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
		3 回以上/日	¥11,200	¥1,120	¥2,240	¥3,360
	看護補助者、精神保健福祉士		¥2,700	¥270	¥540	¥810
長時間精神科訪問看護加算 (週 1 回)			¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
退院時共同指導加算			¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算			¥2,000	¥200	¥400	¥600
退院支援指導加算	90 分未満 ※1		¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	90 分超 ※2		¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
在宅患者連携指導加算			¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算			¥2,000	¥200	¥400	¥600
夜間・早朝訪問看護加算			¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算			¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
看護・介護職員連携強化加算			¥2,500	¥250	¥500	¥750
遠隔死亡診断補助加算			¥1,500	¥150	¥300	¥450
訪問看護医療 DX 情報活用加算 (月 1 回)			¥500	¥50	¥150	¥300
専門管理加算 (月 1 回)			¥2,500	¥250	¥500	¥750
精神科重症患者支援管理連携加算		(イ)	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
		(ロ)	¥5,800	¥580	¥1,160	¥1,740

※1 厚生労働大臣が定める疾病等(別表 7 又は別表 8)に該当し、退院日の訪問看護が主治医より必要と認められた方

※2 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者(精神科特別指示の対象)に対し、支援指導が 90 分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合。

【 介護保険 訪問看護 利用料金表(非課税) 】

＜ 指定訪問看護 (要介護者対象) ＞

サービスの内容 (サービスの提供時間)	料金(10割)	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護Ⅰ－１ (20分未満)	¥3,140	¥314	¥628	¥942
訪問看護Ⅰ－２ (30分未満)	¥4,710	¥471	¥942	¥1,413
訪問看護Ⅰ－３ (30分以上1時間未満)	¥8,230	¥823	¥1,646	¥2,469
訪問看護Ⅰ－４ (1時間以上1時間30分未満)	¥11,280	¥1,128	¥2,256	¥3,384
訪問看護Ⅰ－５ (理学療法士等が行う・20分未満)	¥2,940	¥294	¥588	¥882
訪問看護Ⅰ－５・２超 (理学療法士等が２回を超えた場合)	「Ⅰ－５」の単位×90%×3回			

＜ 介護予防訪問看護 (要支援者対象) ＞

サービスの内容 (サービスの提供時間)	料金(10割)	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護Ⅰ－１ (20分未満)	¥3,030	¥303	¥606	¥909
訪問看護Ⅰ－２ (30分未満)	¥4,510	¥451	¥902	¥1,353
訪問看護Ⅰ－３ (30分以上1時間未満)	¥7,940	¥794	¥1,588	¥2,382
訪問看護Ⅰ－４ (1時間以上1時間30分未満)	¥10,900	¥1,090	¥2,180	¥3,270
訪問看護Ⅰ－５ (理学療法士等が行う・20分未満)	¥2,840	¥284	¥568	¥852
訪問看護Ⅰ－５・２超 (理学療法士等が２回を超えた場合)	「Ⅰ－５」の単位×50%×3回			

※理学療法士等(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)によるサービス上限は「週６回」です。

【 介護保険 訪問看護 各種加算 】

サービスの内容		料金(10割)	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算(Ⅰ) (在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である事)		¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
特別管理加算(Ⅱ) (在宅酸素療法指導管理を受けている状態や、真皮を超える褥瘡の状態である事)		¥2,500	¥250	¥500	¥750
複数名訪問加算(Ⅰ) (看護師等と行った場合)	30分未満	¥2,540	¥254	¥508	¥762
	30分以上	¥4,020	¥402	¥804	¥1,206
複数名訪問加算(Ⅱ) (看護補助者と行った場合)	30分未満	¥2,010	¥201	¥402	¥603
	30分以上	¥3,170	¥317	¥634	¥951
緊急時訪問看護加算Ⅰ(1月につき1回算定) (利用者又はその家族から電話等により、看護に対する意見を求められた場合に常時対応できる体制で、かつ緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている事)		¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
緊急時訪問看護加算Ⅱ(1月につき1回算定) (利用者又はその家族から電話等により、看護に対する意見を求められた場合に常時対応できる体制)		¥5,740	¥574	¥1,148	¥1,722
長時間訪問看護加算 (特別管理加算対象の方で90分以上の場合)		¥3,000	¥300	¥600	¥900
初回加算Ⅰ(1月につき1回算定) (新規利用者に対して、退院した日に初回のサービスを行った場合)		¥3,500	¥350	¥700	¥1,050
初回加算Ⅱ(1月につき1回算定) (新規利用者に対して、退院した日の翌日以降に初回のサービスを行った場合)		¥3,000	¥300	¥600	¥900
退院時共同指導加算 (退院又は退所につき1回) (主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、内容を提供した場合)		¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
ターミナルケア加算(死亡月につき1回・介護のみ)		¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
サービス提供体制強化加算Ⅱ(基本単位につき1回) (基準に適合し都道府県知事に届出た事業所に算定)		¥30	¥3	¥6	¥9
遠隔死亡診断補助加算(死亡月につき1回・介護のみ) (情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合)		¥1,500	¥150	¥300	¥450
専門管理加算(1月につき1回) (緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門・膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は、特定行為研修を修了した看護師が行った場合)		¥2,500	¥250	¥500	¥750
口腔連携強化加算(1月につき1回) (口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価結果の情報提供を行った場合)		¥500	¥50	¥100	¥150

夜間・早朝加算	夜間(18 時～22 時)	基本利用料の 25% が加算されます。
	早朝(6 時～8 時)	
深夜加算	深夜(22 時～翌朝 6 時)	基本利用料の 50% が加算されます。

※ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算においては、「区分支給限度基準額」の対象外の加算です。

【 介護保険 訪問看護 各種減算 】

サービスの内容	単位数
1. 業務継続計画未実施減算 (感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合)	所定単位数の 1/100
2. 高齢者虐待防止措置未実施減算 (虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講じられていない場合)	所定単位数の 1/100
3. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下理学療法士等)による訪問の場合 (以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合) ①前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている ②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない	理学療法士等の訪問 所定単位より、1 回につき 8 単位を減算
4. 理学療法士等による介護予防訪問の場合 ①12 月を超えて行う場合 ②上記第 3 項に該当する場合 ※入院による中断、指示内容に変更がある場合は新たに利用開始となる。	理学療法士等の訪問 所定単位より、1 回につき減算 ① 5 単位 ②15 単位